



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付
中澤	中澤				岡林

日医発第 568 号（総医）

令和 7 年 7 月 3 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 城 守 国 斗

（公印省略）

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例に「かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つ事に対する普及啓発」を追加することについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、かかりつけ医機能報告制度につきましては、令和 7 年 4 月 3 日付日医発第 67 号（総医）「医療法施行令の一部を改正する政令等の施行について」、令和 7 年 7 月 2 日付日医発第 543 号（総医）「かかりつけ医機能の確保に関するガイドラインについて」をもって、貴会宛周知方依頼いたしました。

今般、地域医療介護総合確保基金（医療分）の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分Ⅱに標準事業例「11.かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つ事に対する普及啓発」が追加され、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知方がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の程、よろしくお願い申し上げます。

医政地発0630第1号
令和7年6月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記については、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため事業区分Ⅱの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知します。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿ったものである場合には、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

1. 事業区分Ⅱについて

事業区分Ⅱについては、「居宅等における医療の提供に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

（1）標準事業例「11. かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つ事に対する普及啓発」

地域において必要なかかりつけ医機能を確保するため、協議の場の運営支援、協議結果に基づく具体的方策の実施に向けた地域の関係者との調整を行う者の確保に必要な経費